

東浦町有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、条例その他別に定めるもののほか、町の保有する資産に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町資産 町が所有権その他の権利を有し、又は有することとなる財産、物品その他の物件をいう。
- (2) 広告媒体 次に規定する町資産のうち広告掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）が可能なものをいう。
 - ア 公有財産
 - イ 物品
 - ウ 印刷物
 - エ その他広告掲載ができるものとして町長が認めたもの

(3) 広告掲載等 広告媒体への広告掲載又は広告を掲載した広告媒体の無償提供のことをいう。

(広告掲載等の基準)

第3条 広告掲載等は、町の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ、町資産の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

- 2 法令等に違反するもの又はそのおそれがある広告は、広告掲載等の対象としない。
- 3 町税等の滞納がある者の広告については、掲載しない。
- 4 前項に定めるもののほか、広告掲載等に関する基準は、別に定めるものとする。

(広告媒体の選定及び広告の規格等)

第4条 広告掲載等を行う広告媒体の選定、広告の規格、広告掲載位置、広告掲載期間、広告掲載料等の決定は、広告媒体を所管する課等において別に定めるものとする。

(広告掲載等の募集)

第5条 広告掲載等の募集は、広告媒体を所管する課等が実施するものとし、募集方法に関する事項は、別に定めるものとする。

(広告掲載等の申込み)

第6条 広告掲載等を希望する者（以下「申込者」という。）は、広告掲載等申込書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、町長に申し込むものとする。

- (1) 会社案内等（事業の概要がわかるもの）

- (2) 住所を有する市町村の法人又は個人の市町村民税の納税証明書（町外の事業所等のみ）
- (3) 広告案、事業計画書等の広告掲載等に係る書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 他の申込者を代表し、又は代理し広告掲載等を申し込む者は、自らの申込書及び添付書類に、他の申込者に係る申込書及び添付書類を添えて町長に申し込むものとする。

（審査及び選定）

第7条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込み内容を審査し、その結果を広告掲載等決定・却下通知書（様式第2）により申込者に通知する。

2 前項の審査の結果、その内容が適当であると認められる者が広告掲載等の募集数を超えた場合は、次の各号の順序により、広告掲載等を行う者を選定する。

- (1) 町内に本社、本店等を有する者
- (2) 町内に支店、営業所等を有する者
- (3) 前2号に該当しない者

3 前項の規定により選定する場合において、同位のものが複数あって広告掲載等の募集数を超えるときは、同位のもののうちから抽選により、広告掲載等を行うものを選定する。

（広告掲載料の納入）

第8条 広告掲載等の決定の通知を受けた申込者（以下「広告掲載者」という。）は、町長が指定する期日までに町が発行する納入通知書により広告掲載料を納入しなければならない。ただし、広告を掲載した広告媒体を無償提供する場合は、この限りでない。

（広告掲載者の責任）

第9条 広告掲載者は、広告掲載又は広告の内容により発生する負担その他広告掲載に関するすべての事項について、責任を負わなければならない。

（広告掲載等の取消し）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載等の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載者が虚偽の申請をしたとき。
- (2) 広告内容が広告案、事業計画等と著しく相違するとき。
- (3) 広告掲載料が指定する期日までに納入されなかったとき。
- (4) 広告に関する原稿等が指定する期日までに提出されなかったとき。
- (5) 書面により広告掲載者の決定の取消しの申出があったとき。
- (6) その他町長が広告掲載を適当でないと認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第 11 条 納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載者が広告掲載料を納付後、広告掲載者の責めに帰さない理由により、当該広告の掲載を行わなかった場合は、この限りでない。

(東浦町広告審査会)

第 12 条 広告掲載等の可否等について審査するため、東浦町広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の所掌事務)

第 13 条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 広告掲載等の可否に関すること。
- (2) 広告掲載等の規格等の決定に関すること。
- (3) その他広告掲載等に関すること。

(審査会の組織)

第 14 条 審査会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 会長 副町長
- (2) 副会長 委員のうちから会長が指名するもの
- (3) 委員 東浦町部制条例(昭和 56 年東浦町条例第 2 号) 第 1 条に規定する部の長及びこれらに相当する者

(職務)

第 15 条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 16 条 審査会の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 審査会の議事は、出席した構成員の 3 分の 2 以上の同意により決定する。

4 緊急を要するときは、文書の持ち回りによって審査会の開催に代えることができる。

5 会長は、必要に応じて、審査会に関係職員を出席させることができる。

(庶務)

第 17 条 審査会の庶務は、財政課において行う。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1（第6条関係）

広告掲載等申込書

年 月 日

東 浦 町 長

東浦町有料広告掲載要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

また、東浦町が町税等の滞納状況調査を行うことに同意します。

申 込 者	住 所 所在地	
	名 称	
	代表者 職氏名	
	電 話	
	F A X	
	Eメール	
	担当者氏名	
	業 種	
申 込 内 容	広告媒体	
	掲載（使用） 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	その他	

- 添付書類
- 1 会社案内等（事業の概要がわかるもの）
 - 2 住所を有する市町村の法人又は個人の市町村民税の納税証明書（町外の事業所等のみ）
 - 3 広告案、事業計画書等の広告掲載等に係る書類
 - 4 その他町長が必要と認める書類

様式第2（第7条関係）

広告掲載等 決定・却下 通知書

名 称
代表者職氏名

東 浦 町 長

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載等について、下記のとおり
決定・却下 します。

記

広告媒体	
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告掲載料	円
納期限	年 月 日
広告原稿 提出期限	年 月 日
その他	